

潟上市庁舎エレベーター広告募集要項

市の保有する資産を広告媒体として活用する事業の一環として、庁舎内のエレベーターに掲出する広告を募集します。これによる広告料収入は、市の財源として市民サービス向上のため活用します。また、事業者等の広告を掲出することにより、地域経済の活性化を図ります。

1. 潟上市庁舎について

- (1) 開庁時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始12月29日から1月3日までは閉庁)
- (2) エレベーター稼働状況
 - ① 1号機 月平均2,800回
 - ② 2号機 月平均2,100回

2. 掲出期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 掲出箇所

エレベーター1号機(南面)1枠 日本工業規格B2サイズ(縦72.8cm×横51.5cm)

エレベーター2号機(北面)1枠 日本工業規格B2サイズ(縦72.8cm×横51.5cm)

エレベーター2号機(南面)1枠 日本工業規格B2サイズ(縦72.8cm×横51.5cm)

※ポスター掲出用フレーム枠は潟上市で用意します。

掲出箇所については広告掲載決定後、申込み順に希望箇所を聞き取りします。

4. 広告掲出料(納付書による一括納付)

- (1) 広告料(年額) 36,000円(消費税を含む。)
- (2) 行政財産使用料(年額) 16,970円(消費税を含む。)

※広告料及び行政財産使用料について、1年に満たない場合は月割りとします。

5. 広告掲載基準

- (1) 潟上市広告掲載要綱第3条別記に定める業種及び事業者の広告は掲出できません。
- (2) 広告内容は潟上市広告掲載要綱を遵守し、潟上市庁舎内に掲出することを十分に考慮したものとしします。

6. 広告に関する審査および掲出決定

- (1) 申込内容、広告原稿を審査のうえ、枠ごとに申込み順で掲出を決定します。
- (2) 広告掲出の可否は、広告掲載決定(却下)通知書をもってお知らせします。
- (3) 掲出決定に際して、広告内容の一部修正を条件とする場合があります。

7. 留意事項

- (1) 広告作成は、申込者の責任と費用負担で行うこと。
- (2) 潟上市広告掲載要綱に照らして、広告内容の修正を求める場合があります。
- (3) 広告掲出後であっても、広告内容等が潟上市広告掲載に抵触することが明らかになった場合、広告の修正、掲出停止、あるいは掲出を取消すことがあります。
- (4) 掲出期間中、広告掲載内容変更届により広告内容を変更することができます。
- (5) 広告に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、申込者の責任及び負担において解決をすること。

8. 申込方法

(1) 必要書類

- ① 広告掲載申込書（HPに様式掲載）
- ② 行政財産使用許可申請書（HPに様式掲載）
- ③ 広告原稿（A4サイズに縮小したもの）

(2) 受付期間

令和7年1月7日（火）から令和7年1月17日（金）

午前8時30分から午後5時まで

※掲出枠が埋まらない場合、随時募集（掲出枠がなくなり次第終了）

(3) 提出方法

郵送か持参

(4) 申込先

〒010-0201

潟上市天王字棒沼台226-1

潟上市総務部総務課管財班（庁舎3階）

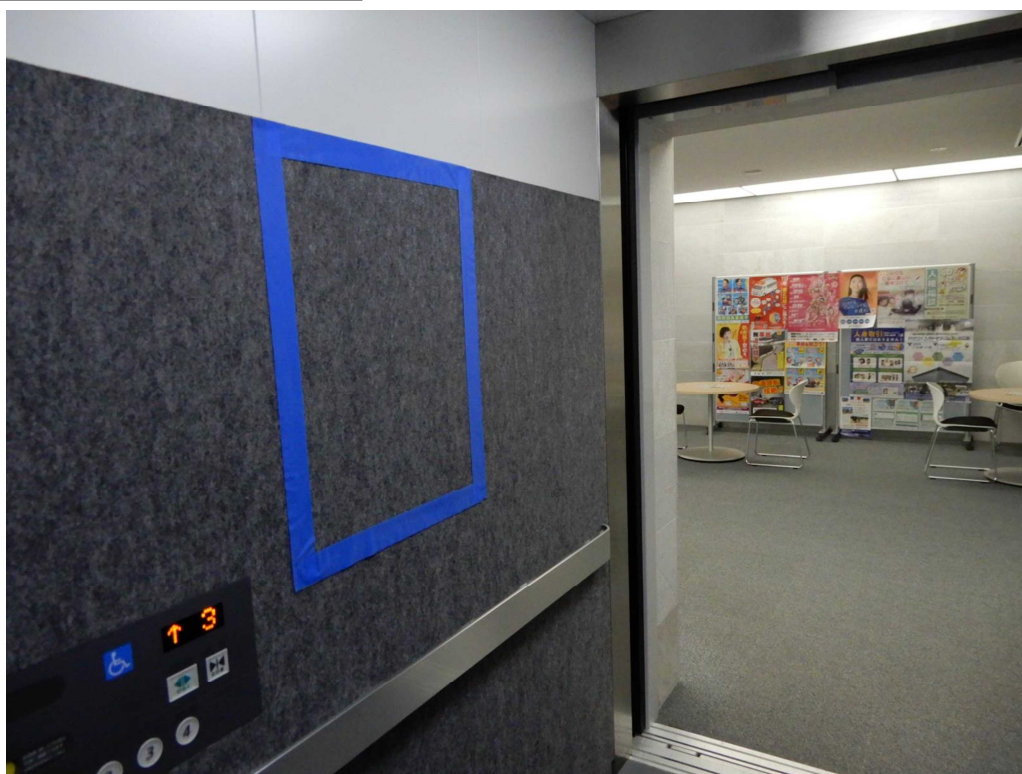
電話018-853-5380

潟上市庁舎エレベーター広告掲出予定箇所

2号機北面（B2版縦）



2号機南面（B2版縦）



1号機南面（B2版縦）

